

令和8年度実施（案）

鶴岡市「介護予防・日常生活支援総合事業」

介護予防・生活支援サービス事業

短期集中予防サービス 訪問型サービスCについて



鶴岡市健康福祉部
地域包括ケア推進課
令和8年1月

◇実施にあたって…

- 対象者には、自立支援に向けた指導を行います。
- 「短期集中」で改善が見込まれる対象者へ実施するため、繰り返してサービスCを使用することは(原則として)ありません。
- 年度毎の業務委託で行います。
- 対象者は、事業利用決定が済みしだい随時利用可能の予定です。
 - *曜日・時間帯を決めたい
 - *交通費を別途とりたい
 - *対応可能地域を限定したいなどについては、各事業所で効率的・効果的に実施できるように計画していただきたいと思います。
- 1回40分程度週3回以内概ね3か月の(マネジメントにより6か月までの利用可)となります。
- 委託料(報酬単価)は、下記のとおりです。

令和6年度参考	委託料	利用者自己負担額	合計
訪問型サービスC	7,500円	500円	8,000円

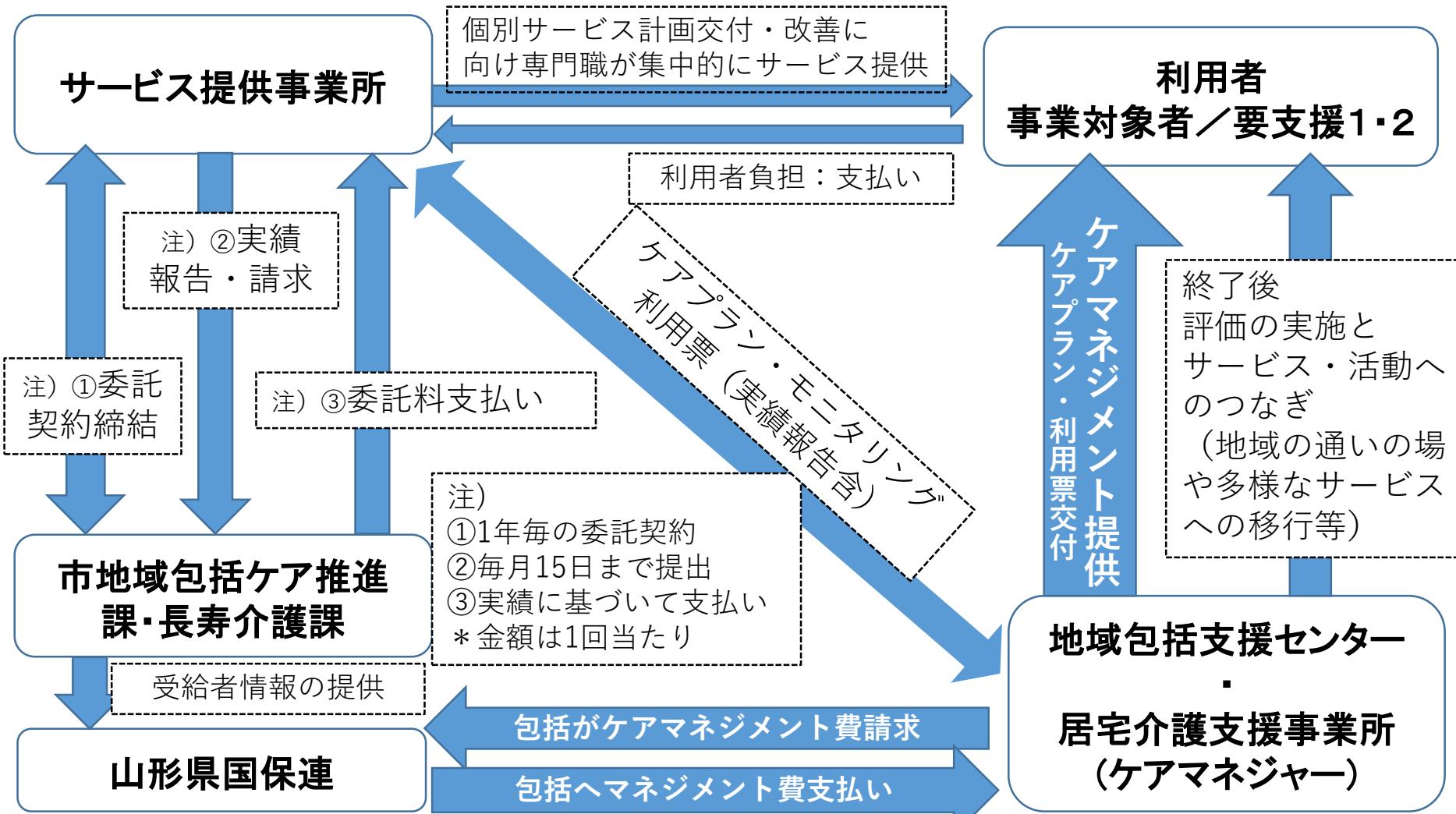
◇訪問型サービスCの人員配置・設備・運営基準

分類	訪問型サービスC
サービス内容	<ul style="list-style-type: none">・保健・医療の専門職による居宅での相談指導
人員	<ul style="list-style-type: none">・生活機能を改善するための運動器機能や口腔機能の向上、栄養改善の指導ができる保健・医療の専門職(理学療法士、作業療法士、保健師、看護師、管理栄養士等)の配置
設備	<ul style="list-style-type: none">・サービス提供に必要な機械器具、設備、備品
運営	<ul style="list-style-type: none">・個別サービス計画の作成・運営規定等の説明、同意・提供拒否の禁止・従事者の清潔の保持・健康状態の管理・従事者または従事者であったものの秘密保持・事故発生時の対応・廃止・休止の届出と便宜の提供

◇訪問型サービスC(短期集中予防サービス)の流れ<概要図>

○保健・医療の専門職によるサービス提供により短期間で状態の改善を目指す。利用者の機能低下(運動機能・栄養状態・口腔機能・認知機能)の状況に合わせて、集中的にサービスを提供する。

○1回40分程度。概ね3か月で週3回を上限。(マネジメントにより6か月までの利用可)



◇いきいきチャレンジコース(サービス・活動C)【訪問型】提供の流れ

No.	項目	市	地域包括	事業所
1	契約	サービス提供事業所と委託契約の締結		市と契約の締結
2	対象者の選定		<ul style="list-style-type: none"> ・要支援1. 2、又は事業対象者で短期集中支援で改善が見込める者 ・運動メニューの場合は、「短期集中予防サービス(訪問型C)プログラム参加に係るチェックシート」で確認し参加「可」の者 ※運動メニューでリスクのあるものについては、主治医に「利用確認書」で必ず確認 ・短期集中予防サービス(訪問型C)プログラム参加に係るチェックシート ・鶴岡市介護予防・生活支援サービス利用申込書 ・利用者基本情報 	
3	事前アセスメント		介護予防アセスメント票等で自立を阻害している要因等についてアセスメントを実施	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者と事業所で契約。 ・利用者の健康状態、生活習慣、体力水準など個別の状況を把握する。 ・所定の体力測定等を実施する。
4	自立支援に向けた計画の作成と共有		<p>地域包括支援センター等が支援計画原案を作成し、サービス担当者会議を開催し目標の確認、具体的な支援項目、評価の目標値などを確認し支援計画を確定させる。サービス提供事業所は個別援助計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援計画書、個別援助計画書を交付。 ・訪問Cと通所Cを複合的に組み合わせて実施することも可。 	
5	サービス利用票の提供		利用者とサービス提供事業所へ事前に交付	地域包括支援センター等より利用票を受け取り計画に基づき提供する。

No.	項目	市	地域包括	事業所
6	サービス実施			個別援助計画に位置づけたサービスの提供。 実施しての状況の変化があれば地域包括支援センターに連絡。
7	実績報告・報酬請求	毎月15日までサービス提供事業所と地域包括支援センターより実績報告等を受け取る。	翌月5日までサービス提供事業所より利用実績を受け取り、実績があることを確認し、ケアマネジメント費を国保連に請求する。 サービス利用票・実績報告書を市へ提出する。	原則毎月5日まで、サービス利用実績を記載し、地域包括支援センター等へ報告 ・所定の様式で毎月15日まで市へ実績報告と請求を行う。
8	モニタリング		毎月電話等でモニタリングの実施 3か月に1回は自宅訪問を行う。	計画に沿ったサービス提供ができているか確認。利用者の状況変化や計画変更の必要性がある場合は、地域包括支援センター等へ連絡する。
9	事後アセスメント	翌月末に地域包括支援センター等とサービス提供事業所より事業終了に係る書類を受理し、サービス提供実績について窓口処理を行う。	原則基本チェックリストを実施する。 評価を実施し、評価表と基本チェックリストを翌月末まで市へ提出する。	終了後に指定の様式を用いて事後アセスメントを実施する。 体力測定の実施や生活機能評価を行い、前後評価を実施する。 <u>翌月末まで市へ提出する。</u> ・「運動器機能向上プログラム事前事後アセスメント」 ・利用報告書 ・経過記録 の提出